

第1章 研究の概要

1. 分類項目の改訂に関する作業工程

(1)厚生労働省編職業分類

職業分類の改訂に関する研究は、厚生労働省の研究要請を受けて2007年度に着手され、2011年度に全国の公共職業安定機関に導入される新システムの運用開始にあわせて作業が進められている。厚生労働省の職業分類（以下「職業分類」という。）は、1953年に当時の労働省が作成した職業辞典がその出発点になっている¹。その後幾たびかの改訂を経て、現在では職業分類表と職業名索引の2つの部分によって構成されている。前者は、分類項目を大・中・小・細分類の4段階に区分し、体系的に配列したものである。大・中分類の項目は主に職業紹介の業務統計に用いられ、小・細分類の項目は職業安定機関における職業紹介業務、特に求人・求職の受け付けやマッチングに使用されている。他方、職業名索引は、職業分類表の細分類項目に該当する職業名を多様な情報源から収集し、体系的に編集したものであり、職業分類表を補うための実務資料として作成されている。現在使用されている職業分類表及び職業名索引は、1999年の改訂版である。

(2)分類項目の見直し

本研究は4年計画で進められているが、年度ごとの研究の重点は、図表1のとおりである。

職業分類表の改訂に関する作業経過は次のとおりである²。1年目には、職業分類の抱えている課題と問題点を整理するため、2つのアプローチをとった。ひとつは、職業紹介業務に従事する公共職業安定所職員に対して現行の職業分類について意見を求めた。もうひとつは、職業安定法第15条に明記された官民共通の職業分類を作成するという努力義務規定について、その実現可能性を検討した。それらの結果は、JILPT資料シリーズNo.31及びNo.35に公表されている。

研究の2年目と3年目には分類項目の見直しを行った。2年目の中心課題は、細分類項目の見直しである³。細分類は、上述したように職業紹介の実務に使用する項目である。細分類

1 職業辞典は2部構成になっており、第I部が職業分類、第II部は職業名解説である。職業分類の構成は基本的には大・中・小・細分類の4段階分類であるが、職業分野によっては中間分類や細々分類が設定された複雑な体系になっている。細分類のもとには代表職業名と普通職業名が位置づけられ、このうち代表職業名は職業安定法第15条に規定された「標準職業名」として取り扱われた。

2 本年度は、職業分類表の改訂作業とともに職業名索引の改訂作業も同時に進めているが、後者の作業は職業名の収集と整理に止まっており、具体的な成果を出すまでには至っていない。このため本報告では職業名索引の改訂については触れないこととする。

3 職業分類の改訂にあたっては、1965年の改訂以降、大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠し、小分類については日本標準職業分類との対応を確保するとともに、職業紹介業務の必要に応じて項目の補正を行うという方針をとっている。その日本標準職業分類の改定作業が2007年12月から始まり、これに並行して職業分類の改訂が進められた。このため、日本標準職業分類の改定が終了する前に自律的に大・中・小分類の改訂作業を進めることは難しい状況にあった。また、日本標準職業分類との対応に関する方針を、その改定結果が判明する前に判断することは難しく、これまでの方針を維持することを前提にして作業を進める必要があった。このような状況の中で見直し対象として残された唯一の分類レベルが細分類であった。

図表1 研究の全体像

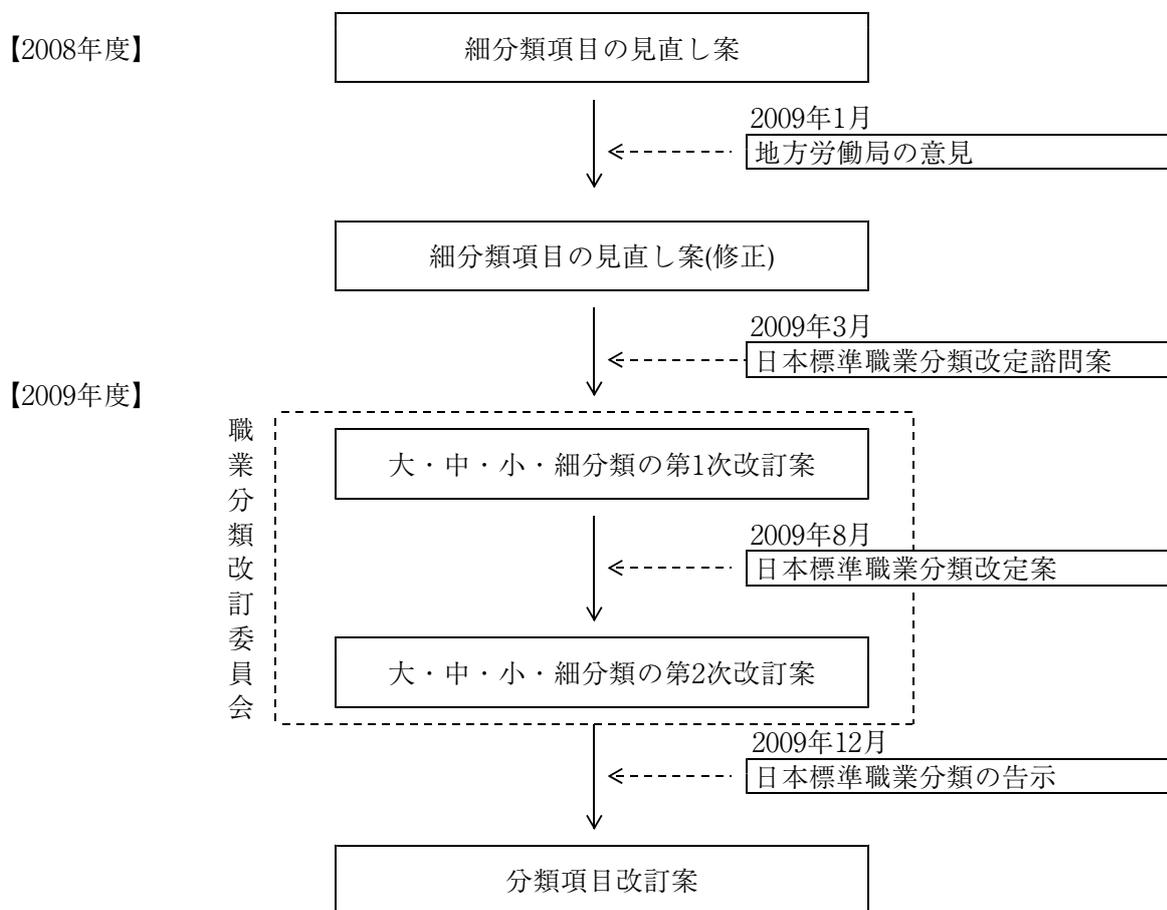


に設定されている項目の数がいくら多くても、それらが職業紹介業務で使用される頻度の高い項目でないならば、実務に役立つ可能性は低い。同様に、求人・求職者の多い分野にもかかわらず、項目が細分化されていないならば、マッチングに不便である。これらの点を考慮して実務用の職業分類としていかにあるべきかという視点から細分類項目の見直しが行われた。その成果は、JILPT資料シリーズNo.54に発表されている。

研究3年目の本年度は、前年度に引き続き職業分類改訂委員会を設置して日本標準職業分類の改定案にもとづいて大・中・小分類の見直しを行った。小分類を見直すと、必然的にその下位に設定されている細分類も見直しの検討対象に含まれることになり、その結果、既に見直し作業の終了している細分類についても再度見直しが行われた。

大・中・小分類項目の改訂は、図表2に示されているように研究2年目の成果である細分類項目の見直し案に対する検討から始まった。1回目の見直し作業では、細分類項目の見直し案に対する地方労働局の意見を反映させ、必要な修正を加えた。この細分類見直し修正案は、2回目の見直し作業のために大・中・小分類の第1次改訂案を作成するときに再度見直しが行われた。

図表2 分類項目の改訂に係る作業の流れ



2回目、3回目、4回目の見直しは、それぞれ日本標準職業分類の改定作業⁴の進捗にあわせて行われた。日本標準職業分類の改定作業は、まず、総務省に設置された日本標準職業分類検討委員会で審議が行われ、その審議結果が日本標準職業分類改定諮問案である。2回目の見直し作業では、この改定諮問案にあわせて現行の大・中・小分類の項目を整理した改訂案（大・中・小・細分類第1次改訂案）が検討された。

日本標準職業分類検討委員会では、分類項目の審議とともに日本標準職業分類を統計法に定められた統計基準として設定することの当否についても検討が行われ、統計基準にすることが適当であると了承された。これを受けて統計委員会に対して日本標準職業分類を統計基準として設定することについて諮問された。統計委員会では、統計基準部会において日本標準職業分類改定諮問案及び統計基準としての設定について審議を行い、日本標準職業分類を統計基準として設定することが適当であるとの結論を得るとともに、改定諮問案に所要の修正を行い日本標準職業分類の最終的な改定案を確定した。これが日本標準職業分類改定案である。3回目の見直しでは、この改定案にもとづいて作成された大・中・小・細分類の第2次改訂案が検討された。

日本標準職業分類は、2009年12月21日に統計基準として設定することが告示された⁵。4回目の見直しは、この告示に記載された職業分類表の項目にもとづいて第2次改訂案の修正及び調整を行っている。これが本報告の大・中・小・細分類改訂案である。

2. 分類項目の設定に関する基本的考え方

分類項目の見直し作業に着手すると次の2つの問題に直面した。ひとつは、日本標準職業分類が統計基準として設定されることを前提にして作業を進める必要があること⁶、もうひとつは、中分類に設ける小分類の数を9個までとしている十進分類法の適用を維持するかど

4 日本標準職業を所管している総務省は、職業分類表に設定された分類項目の見直しを表す用語には「改定」、分類項目の改定を含む日本標準職業分類の全体の見直しを表す用語には「改訂」をそれぞれ使用して、両者を使い分けている。一方、厚生労働省の職業分類では、職業分類表の見直し、職業分類全体の見直しのいずれについても用語は「改訂」を使用している。

5 これまでに統計基準として設定されているものは、日本標準産業分類（統計基準としての設定は1948年）と、疾病、傷害及び死因の統計分類（統計基準としての設定は1951年）である。今回、日本標準職業分類が統計基準として設定されたことにより、今後（2010年4月以降）、政府機関が調査統計の結果を職業別に表示するときには日本標準職業分類にもとづくことが求められる。しかし、これは日本標準職業分類に設定された分類項目をそのまま使用しなければならないことを意味するわけではない。以下の範囲内での使用が認められている。

①分類表の一部の分類項目のみを使用する。

②小分類項目の下に細分類項目を設ける。

③中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、同一大分類項目内に、新たな中分類項目を新設する。又は、同一大分類項目内において、複数の中分類項目を集約して新たな中分類項目を新設する。

④小分類項目に関して、同一中分類項目内で分割し、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設する。又は、同一中分類項目内において、複数の小分類項目を集約して新たな小分類項目を新設する。

ただし、③及び④により分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することはしない。

6 2009年3月の日本標準職業分類検討委員会の最終会合において日本標準職業分類を統計基準として設定することが了承されている。

うかという問題である。

(1)日本標準職業分類との対応

職業分類は、1953年に作成されたことを上に述べたが、1965年の改訂では当時の労働省は日本標準職業分類の大・中分類項目に準拠する方針を採用した。これは、職業安定機関の業務統計と日本標準職業分類に準拠した各種の職業別統計調査結果との比較照合を容易にするための措置であった。この方針の背景にあるのは、職業に関する考え方の違いである。

1953年の職業分類はアメリカの職業辞典（Dictionary of Occupational Titles）に準拠して技能度別の項目⁷を設定しているが、1960年に設定された日本標準職業分類は国際標準職業分類⁸（ISCO-58）の枠組みに準拠して仕事の類似性にもとづいて項目が設定されている⁹。両者は分類項目を設定する際の考え方が異なっており、大分類レベルにおいてさえ項目が違っていた。両者の項目を対応させることができれば、業務統計だけではなく、日本標準職業分類に準拠して作成された各種の職業別統計調査結果も利用することができ、より広範なデータに立脚した政策立案が可能になると考えられた。そこで労働省は1965年の改訂において日本標準職業分類の大・中分類にあわせて大・中分類レベルの項目を設定した。その後の改訂（1986年及び1999年）においても日本標準職業分類の大・中分類項目に準拠する方針が維持されている¹⁰。

職業分類は1965年以降の改訂において日本標準職業分類の大・中分類に準拠して対応する分類項目が設定されているので、日本標準職業分類が今次改定において統計基準として設定されようとも分類体系の上で問題が起こる可能性は低いと考えられた。真の問題は、日本標

7 大・中・小・細分類の4階層構造のうち大分類レベルの項目には技能度が適用されている。大分類項目は、以下の7項目である（配列順）。自由専門職及び管理職、書記的及び販売的職業、奉仕的職業、農業・漁業・林業及び類似職業、技能職業、半技能職業、単純技能職業。

8 国際標準職業分類（International Standard Classification of Occupations、ISCOはその略称である。）は、国際労働機関（ILO）が定めている職業分類の国際基準である。1958年に作成され、その後、1968年、1988年、2008年にそれぞれ改訂されている。ISCO-58、ISCO-68、ISCO-88、ISCO-08は、それぞれの版の略称である。ISCOには3つの役割がある。①各国の職業別統計調査結果を相互比較するための枠組みを提供する。②国際的な労働移動、職業紹介に関する政策、及び国際的な調査研究において職業別データを作成するための枠組みを提供する。③各国が職業分類を作成する際に、また職業分類を改訂する際に職業分類のモデルとなる。

9 大・中・小分類の3階層構造のうち大分類レベルの項目は次の12項目である（分類不能と無職を除く、配列順）。専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、農林業従事者、漁業作業従事者、採鉱・採石作業従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業従事者、単純労働者、保安職業従事者、サービス職業従事者。

10 職業分類の改訂は、1965年、1986年、1999年にそれぞれ行われている。いずれの改訂においても大・中分類は日本標準職業分類の大・中分類に準拠する方針をとっている。このため両者の大・中分類レベルの項目は一対一に対応している。両者の違いは分類の段階が異なるだけではない（職業分類は大・中・小・細分類の4段階、日本標準職業分類は大・中・小分類の3段階）。実務における使用を考えた場合、十進分類法の適用の有無は分類項目の設定に大きく関わってくる。両者は小分類に対する十進分類法の適用の点でも大きく異なっている。職業分類は1999年改訂まで十進分類法を導入していなかったが、日本標準職業分類は1960年の設定以来、小分類に十進分類法を適用している。このため、前者の1965年及び1986年の改訂では小分類の数が10個を越えている中分類がある。これに対して十進分類法を適用している日本標準職業分類では中分類に設ける小分類は最大でも9個に止まっている。この違いは、職業分類の使用目的に還元することができる。職業紹介や職業指導等の業務を適確に行うためには、日本標準職業分類に設定されていない職業も職業分類表に設定する必要があったからである。

準職業分類の枠組みにもとづいて設定された職業分類を実務に使用することにある¹¹。たとえば、適用の違いがある。公共職業安定機関では、原則として仕事に適用して求人・求職者の職業分類上の位置づけを決めている。一方、日本標準職業分類では、人を基準にして項目が設定されている。このため、介護の仕事は、ホームヘルパーと施設の介護職員では人の果たす役割が異なると判断され、前者はサービスの職業、後者は専門職にそれぞれ位置づけられ、両者の位置づけは大分類レベルで異なっている。仕事内容が類似しているにもかかわらず、異なる大分類に位置づけられていると、求める仕事が多数の大分類に位置づけられていることを知らない求職者は、一部の求人情報にしかたどり着けないおそれがあり、求職者の求人探索を阻害するおそれがある。

日本標準職業分類が統計基準になることは、政府機関が調査統計の結果を職業別に表示するときに日本標準職業分類に準拠しなければならないことを意味している。この制約は、統計調査の結果を職業別に表示するときのみ適用され、実務等で職業分類を使用するときには適用されない。厚生労働省では、職業紹介業務用の職業分類を使用して集計した求人・求職者数のデータをそのまま業務統計の数値として公表している。業務統計を現行の形で維持しようとするならば、日本標準職業分類が統計基準になるか否かを問わず日本標準職業分類の大・中分類の項目を使用することになる。業務統計と職業紹介業務の両方に同一の職業分類を使用する限り、分類項目の見直し作業では日本標準職業分類の大・中分類に準拠する以外の方針を採用することは難しい。

日本標準職業分類の枠組みに準拠して設定した職業分類を職業紹介業務に使用する場合には、前述のような問題がある。このような問題を回避するためには、職業紹介用の職業分類を別途作成することが考えられる。しかし、これまで日本標準職業分類に準拠して設定した職業分類を職業紹介業務と統計の両方に使用してきた過去の経緯がある関係で、この選択肢は可能性としてはあるが、非現実的といわざるを得ない。

職業分類改訂委員会では、分類項目の設定にあたって次の3点に配慮することとなった。

- ①日本標準職業分類が統計基準になる可能性が高い。
- ②厚生労働省は職業紹介業務とその業務統計に同一の職業分類を使用している。
- ③日本標準職業分類に準拠して項目を設定した職業分類を職業紹介業務に使用する場合、日本標準職業分類の内包している問題を共有することになる。

(2)十進分類法の適用

日本標準職業分類の小分類レベルには十進分類法が適用されている。このため、ひとつの職業分野に10個以上の小分類項目を設定する場合には、2つの方法がある。第一は、中分類を2つ設定して各中分類のもとに最大9個の小分類（2つの中分類をあわせると合計で最大18個の小分類）を設定する方法である。第二は、中分類の設定をひとつにする方法である。こ

11 日本標準職業分類に準拠することから生じる実務上の問題は、JILPT労働政策研究報告書No.57『職業紹介における職業分類のあり方を考える』（2006年、39～47頁）に具体的に記述されている。

の場合は、当該中分類のものの小分類を9個に抑えるために最大で8個の小分類を設定し、それ以外の職業は雑多項目に位置づけて合計で9個以内の小分類を設定するか、あるいはひとつの項目に複数の職業名を併記して、項目数のうえでは9個以内に抑える方法がとられる。

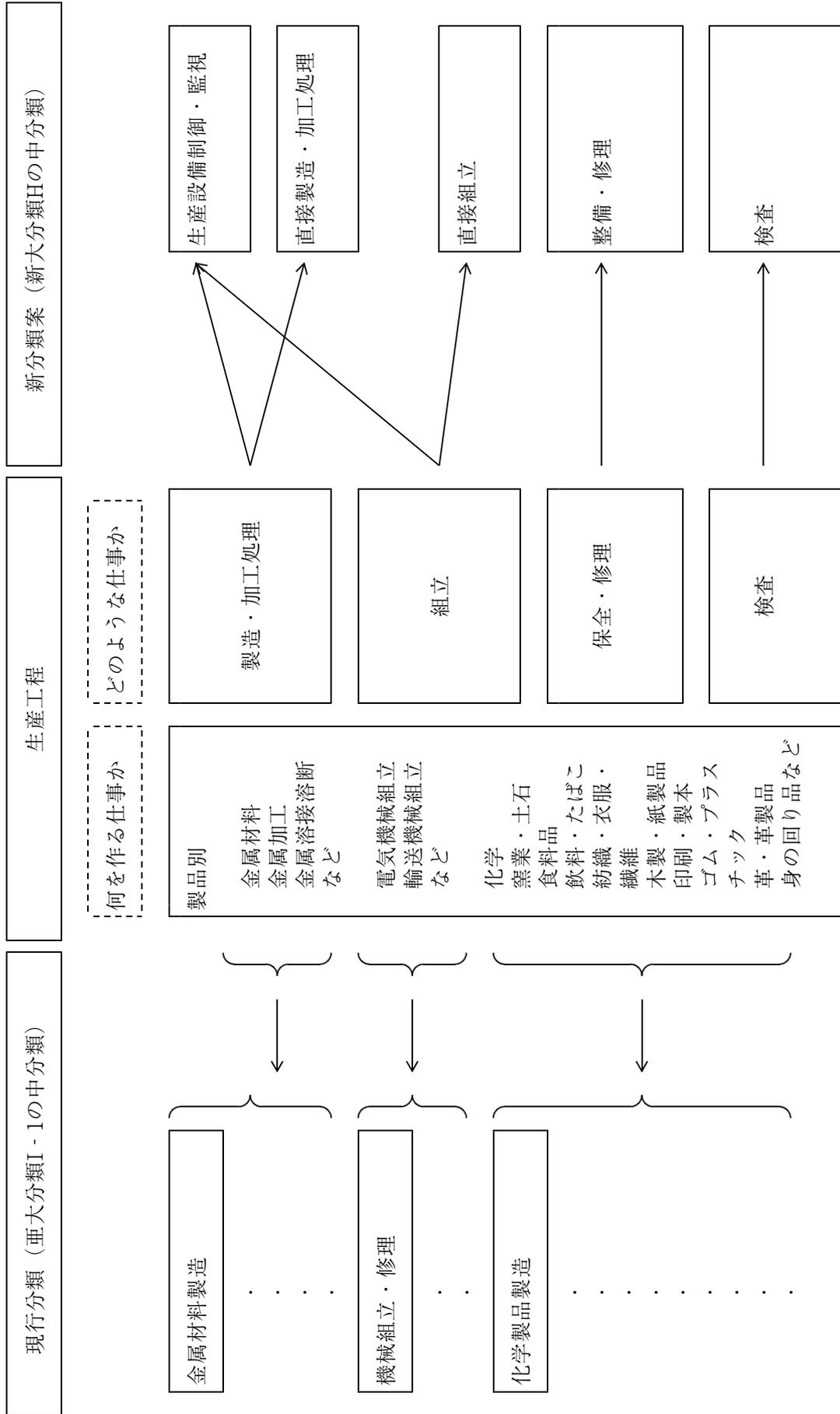
第一の方法の代表的な例は、食料品の製造作業や建設工事の作業である。食料品の製造分野には13個の小分類が、建設工事の分野には12個の小分類があり、それぞれ中分類が2つ設定されている。第二の方法の代表的な例は医療技術者である。この中分類には7個の小分類が設定されている。しかし、そのうちの2項目には複数の職業名が併記され、1職業1項目にすると9項目になり、ひとつの中分類では対応できなくなる¹²。複数の職業をひとつの項目に設定する方法は、仕事の類似性に着目して職業を区分するという職業分類の原則からみると、必ずしも適切とはいえない例もみられる。たとえば、裁判官、検察官、弁護士の3者はひとつの小分類項目になっている。いずれも法務の職業ではあるが、それぞれの職業には独自の職務領域があり、職務が大きく異なるにもかかわらずひとつの分類項目として設定されているのは必ずしも適切とはいえない。

日本標準職業分類では、以上のようにいくつかの方法を用いて小分類レベルにおける十進分類法の適用を可能にしている。日本標準職業分類検討委員会でとりまとめられた改定諮問案の小分類レベルにも十進分類法は適用されている。この改定諮問案の枠組みにしたがって分類項目を見直したとき、特に問題となるのは新大分類Hである。新大分類Hは、現行の大分類I「生産工程・労務作業」に設定されている亜大分類I-1「製造・制作作業」を大分類に格上げしたものである。しかし、亜大分類I-1がそのまま新大分類Hになったわけではなく、体系が大きく変わっている。亜大分類I-1の中分類は、金属材料製造、機械組立・修理、化学製品など製造品目別に分類項目が設定されているが、今回、新たに設定された大分類Hの中分類は、大別すると4種類の製造工程別の項目で構成されている。すなわち製造の仕事（生産設備制御・監視、製品製造・加工処理）、機械組立の仕事、機械修理の仕事、検査の仕事である（図表3）。

亜大分類I-1では、製造品目別の中分類のもとに個別の製品を製造する作業者が小分類として設定されている。他方、新大分類Hでは、製品横断的に製造工程別の中分類が設定され、そのもとに設定された小分類は、亜大分類I-1の中分類項目である。これは小分類レベルに十進分類法を適用するためには不可避の措置であった。この変化は大きい。その大きさを例によって示すと次のようになる。パンや菓子の製造作業は、現行分類では中分類「食料品製造作業」のもとに独立した小分類として設定されているが、新大分類Hでは中分類「製品製造・加工処理従事者」のものの小分類「食料品製造従事者」に位置づけられ、独立した小分類は設定されていない。食料品製造従事者の小分類には、現行の食料品製造に関する2

12 十進分類法を小分類に適用した場合、ひとつの中分類に設けられる小分類は最大9項目である。9番目の項目は雑分類項目を設定するための項目であり、それ以外の項目を設定することはできない。9項目の中に雑分類項目がない場合には、中分類を2つ設定して、あわせて9項目の小分類を設けることになる。

図表3 生産工程の仕事と分類基準



つの中分類のもとに設定されている合計14個の小分類が該当することになる。

日本標準職業分類に倣って小分類レベルに十進分類法を適用した場合、新大分類Hでは現行の中分類が小分類になり、したがって現行の小分類が細分類になる。その結果、現行の細分類項目は設定できないことになる。これでは職業紹介用の職業分類としては使いにくいものになる。一方、職業紹介業務での便宜を優先して現行の小分類をそのまま新中分類のもと的小分類として設定した場合、小分類の項目数が極端に増えることになる（図表4）。更にそれぞれの小分類に細分類が設定されるため、中分類のもとの小・細分類の体系が全体としてわかりにくくなり、実務では使いづらいものとなる。

分類体系がわかりやすく、かつ実務でも使いやすい職業分類にするためには、十進分類法の適用の当否が焦点になった。職業分類改訂委員会では、以下の5つの選択肢が提示され、議論が行われた。

選択肢 A 改定諮問案の大分類Hの中・小分類と同一の項目を設定し、細分類には十進分類法を適用しない。

この案は、大分類Hの中・小分類体系をそのまま維持し、細分類には見直し案の項目をそのまま設定するものである。細分類の分類符号を数字5桁（上から3桁までが小分類符号、4・5桁目が細分類独自の符号を表す）にすれば、細分類には01から96まで最大96個の細分類の設定が可能である。

【問題点】小分類によっては細分類の項目数が多くなり、実務では使いにくい。

選択肢 B 改定諮問案の大分類Hの中・小分類と同一の項目を設定し、細分類には十進分類法を適用する。

この案は、大分類Hの中・小分類体系をそのまま維持し、細分類項目のみ最大限9項目程度に集約するものである。

【問題点】実務で使用される細分類が集約の対象になり、適切とは言い難い。

選択肢 C-1 改定諮問案の大分類Hの中分類と同一の項目を設定し、十進分類法は小分類には適用するが、細分類には適用しない。

この案の対象は、十進分類法の範囲内で小分類の追加が可能な中分類に限定される。細分類の項目数が多い小分類を分割することによってひとつの小分類に含まれる細分類の数を減らすことができる。

【問題点】この方法が適用可能な中分類は、51、54、55、59の4項目に限られる。

選択肢 C-2 改定諮問案の大分類Hの中分類と同一の項目を設定し、小分類、細分類ともに十進分類法は適用しない。

この案は、細分類見直し案の項目をそのままの形で細分類に設定するために現行の小分類に対応する項目を小分類レベルに設定するものである。

【問題点】中分類によっては小分類の項目数が10を超えるものがある。

選択肢 D 改定諮問案の大分類Hの中分類を分割し、小分類には十進分類法を適用するが、細分類には適用しない。

この案は、中分類を分割して、全体として設定できる小分類の数を増やすものである。細分類には見直し案の項目をそのまま設定することが可能である。

【問題点】日本標準職業分類に比べて中分類の項目数が多くなる。

以上の5案のうちA、B、C-1案は、そのメリットよりもデメリットのほうが大きく、実務での使い勝手に問題がある。A案は、細分類見直し案に設定された項目をそのままの形で

図表4 日本標準職業分類改定諮問案の大分類Hの中・小分類に対応する細分類見直し案の項目数

日本標準職業分類改定諮問案		労働省編職業分類 (細分類見直し案)	
符号	中・小分類	小分類項目数	細分類項目数
49	生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	21	66
491	生産設備制御・監視作業（製鉄、製鋼、非鉄金属製錬）	2	9
492	生産設備制御・監視作業（鋳物製造、鍛造）	2	10
493	生産設備制御・監視作業（金属工作）	1	5
494	生産設備制御・監視作業（金属プレス）	1	3
495	生産設備制御・監視作業（鉄工、製缶）	2	4
496	生産設備制御・監視作業（板金）	1	3
497	生産設備制御・監視作業（金属彫刻、金属表面処理）	2	6
498	生産設備制御・監視作業（金属溶接・溶断）	2	7
499	その他の生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	8	19
50	生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	79	183
501	生産設備制御・監視作業（化学製品）	6	12
502	生産設備制御・監視作業（窯業・土石製品）	10	18
503	生産設備制御・監視作業（食料品）	14	41
504	生産設備制御・監視作業（飲料・たばこ）	5	7
505	生産設備制御・監視作業（繊維、衣服、繊維製品）	12	19
506	生産設備制御・監視作業（木製製品、紙製品）	11	30
507	生産設備制御・監視作業（印刷、製本）	4	14
508	生産設備制御・監視作業（ゴム・プラスチック製品）	4	12
509	その他の生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	13	30
51	生産設備制御・監視作業（機械組立）	25	50
511	生産設備制御・監視作業（一般機械器具）	5	11
512	生産設備制御・監視作業（電気機械器具）	10	26
513	生産設備制御・監視作業（自動車）	1	1
514	生産設備制御・監視作業（輸送機械（自動車を除く））	4	4
515	生産設備制御・監視作業（計量計測機器・光学機械器具）	5	8
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	24	77
521	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	9
522	鋳物製造・鍛造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	10
523	金属工作機械作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	10
524	金属プレス作業（生産設備制御・監視作業を除く）	1	4
525	鉄工、製缶作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	4
526	板金作業（生産設備制御・監視作業を除く）	1	4
527	金属彫刻・金属表面処理作業（生産設備制御・監視作業を除く）	3	5
528	金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	3	7
529	その他の金属加工、金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	8	24
53	その他の製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	79	183
531	化学製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	6	12
532	窯業・土石製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	10	18
533	食料品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	14	41
534	飲料・たばこ製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	5	7
535	繊維・衣服・繊維製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	12	19
536	木製製品・紙製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	11	30
537	印刷・製本作業（生産設備制御・監視作業を除く）	4	14
538	ゴム・プラスチック製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	4	12
539	その他の製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	13	30
54	機械組立作業	26	56
541	一般機械器具組立作業	5	11
542	電気機械器具組立作業	10	26
543	自動車組立作業	1	3
544	輸送機械組立作業（自動車を除く）	5	8
545	計量計測機器・光学機械器具組立作業	5	8

55	機械整備・修理作業	19	35
551	一般機械器具整備・修理作業	4	10
552	電気機械器具整備・修理作業	4	6
553	自動車整備・修理作業	1	3
554	輸送機械整備・修理作業（自動車を除く）	5	8
555	計量計測機器・光学機械器具整備・修理作業	5	8
56	製品検査作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	2	4
561	金属材料検査作業	1	2
562	金属加工・金属溶接・溶断検査作業	1	2
57	製品検査作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	12	13
571	化学製品検査作業	1	1
572	窯業・土石製品検査作業	1	2
573	食料品検査作業	1	1
574	飲料・たばこ検査作業	2	2
575	紡織・衣服・繊維製品検査作業	2	2
576	木製品・紙製品検査作業	2	2
577	印刷・製本検査作業	1	1
578	ゴム・プラスチック製品検査作業	1	1
579	その他の製品検査作業	1	1
58	機械検査作業	5	8
581	一般機械器具検査作業	1	1
582	電気機械器具検査作業	1	3
583	自動車検査作業	1	1
584	輸送機械検査作業（自動車を除く）	1	2
585	計量計測機器・光学機械器具検査作業	1	1
59	生産関連・生産類似職業従事者	5	16
561	生産関連職業従事者	4	15
562	生産類似職業従事者	1	1
合計		69	691

維持できるというメリットがあるものの、小分類によっては細分類の項目数が多くなり（図表4参照）、公共職業安定所の職員及び求職者のいずれにとっても使いやすい分類とは言い難い。B案は、細分類見直し案の項目を集約しなければならず、マッチングや求人検索では使いにくいと思われる。C-1案は、日本標準職業分類の大・中分類との完全な整合性を確保でき、実務に使用する細分類レベルの項目も細分類見直し案の項目をそのまま維持できるという利点がある。しかし、この案は4つの中分類にしか適用できず、改定諮問案の小分類に対応する現行の小分類が特に多い中分類（50、53）には適用できないという弱点がある。したがって、新大分類Hとの対応、実務での使い勝手の両面からみると、真に検討に値する案はC-2とD案であった。

C-2案を採用すると、中分類に設ける小分類が10個を超えるケースが生じるが、現行分類の小・細分類に近い形で項目を設定できるという強みがある。ひとつの中分類のもとに小分類が10項目を超えて設定されていた例は過去の労働省編職業分類にもある。1986年改訂版では小分類に十進分類法を適用していなかったため、たとえば電気機械器具の組立・修理工の中分類には10個以上の小分類が設定されていた。他方、D案は、中分類を分割することによって、現行の小分類に対応する項目を設定するものである。中分類は、日本標準職業分類との対応をとることが求められている。対応は一对一の関係だけではなく、一对複数も考えられる。分割した中分類と新設した中分類との対応関係さえ明確にしておけば、中分類レベル

における日本標準職業分類との対応には支障ないものと思われる。

職業分類改訂委員会では、主に実務での使いやすさと統計作成の2つの視点から甲論乙駁といった活発な議論が展開されたが、必ずしも収斂したわけではなかった。それは、それぞれの視点を重視すると実務利用と統計利用の両者を両立させることが難しかったからである。統計作成の視点からみると日本標準職業分類と大・中・小分類が完全に一致しているA案が適当であると考えられる。しかし、A案を実務利用の視点からみると、マッチングには不便である。求職者が求人検索機を利用して希望する求人を探す場合、小分類を選択して該当する求人情報を表示すると、当該小分類に設定された細分類に該当する求人情報がすべて表示されることになり、細分類の数が多い小分類では求人探索に負担を強いることになる。

これに対して、該当する求人情報がなくても求職者にとって求人選択はそれほど負担にならないのではないかと意見もあった。また、同じ統計作成の視点であっても、選択する案は異なっていた。日本標準職業分類の中分類との対応を重視すると、D案よりもC-2案のほうが適当であるが、求人・求職者数のデータを中分類で集計する場合には、C-2案よりもD案のほうが適切であるとの指摘があった¹³。座長は、以上のような議論を踏まえて職業分類改訂委員会としてはC-2案に対する評価が優勢であるとの裁断を下し、了承された。これによって分類項目の設定にあたり大・中・小・細分類の枠組みは以下の(3)のとおりとすることになった。

(3)分類項目の設定に関する基本方針

日本標準職業分類改定諮問案の新大分類Hとの対応関係をC-2案にすることが決まり、分類項目の全体の枠組みは次のようになった。

ア. 大分類

項目の配列・項目数・分類符号・項目名は、日本標準職業分類の大分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

(注) ①日本標準職業分類の大分類に設定されている「分類不能」は設定しない。

②項目名は、これまで使用している独自の名称を用いる。職業分類に設定された分類項目は、職務が単位になっている。このため大分類の名称は職務を表す「～の職業」としている。一方、日本標準職業分類は「人」に適用するための分類であり、項目名は人を表す「～従事者」の表現を使用している。

イ. 中分類

項目の配列・項目数・分類符号・項目名は、日本標準職業分類の中分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

(注) ①中分類の分類符号として2桁数字を使用することは、日本標準職業分類と同じであるが、日本標準職業分類と異なり分類番号は一連の通し番号にはなっていない。これは、中分類

13 製表するとき、特に機械集計をする場合には分類符号が一連の通し番号になっているD案のほうが能率的に行うことができる。C-2案は、小分類に設定した項目が10個を越える中分類があるため中分類の分類符号は一連の通し番号にはならない。

レベルで日本標準職業分類との一対一の対応を確保するために、ひとつの中分類の下に設定される小分類が10個以上になることがあるからである。たとえば、中分類01に設けた小分類が10個を超える場合、次の中分類番号は02ではなく、03になる（ウの小分類を参照）。

- ②現行の中分類は、配列・項目数・分類符号・項目名の点で日本標準職業分類のそれの一対一に対応しているが、職務範囲については必ずしも同じではない。今回の改訂では、職務範囲も同一になるように必要な修正を行う。これにともない現行の小・細分類項目のうち日本標準職業分類における位置づけと異なるものは日本標準職業分類における位置づけにあわせて変更する。

ウ. 小分類

日本標準職業分類に準じて項目を設定するが、職業紹介業務の必要に応じて項目を補正・追加する。

- (注) ①小分類には十進分類法を適用しない。これによってひとつの中分類に10個以上の小分類を設定することが可能である。小分類の分類符号は3桁数字で表記し、原則としてその上位2桁は中分類符号を表す。しかし、10個以上の小分類を設定している中分類には、当該の2桁数字だけではなく、その次の2桁数字も分類番号として割り当てるため、同一の中分類に設定された小分類であっても分類番号の上位2桁が異なることがある。
- ②小分類を表す3桁数字のうち上から3桁目に9と0は使用しない。9は雑分類項目であることを表す。0の数字を使用しないのは、中分類項目を3桁で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。したがって、小分類の符号は、数字2桁の中分類符号に加えて「1」から始まる数字で書き表す。
- ③小分類に含まれる職務範囲は日本標準職業分類のそれにあわせるように努めるが、日本標準職業分類にあわせると実務利用の点で不都合が生じると考えられる項目については現行の職務範囲を維持する。

エ. 細分類

職業紹介業務の遂行に必要な職業を中心に項目を設定する。

- (注) ①細分類には十進分類法を適用しない。ひとつの小分類の下に10個以上の細分類を設定することが可能である。細分類の分類符号は5桁数字で表記し、その上位3桁は小分類符号を表す。末尾2桁は01から始まる一連の通し番号である。
- ②末尾2桁に00の数字を使用しない。これは、小分類項目を5桁で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。
- ③分類符号の末尾2桁が97、98、99は、それぞれ補助者、見習、雑分類項目であることを表す。
- ④見習は基本的には訓練を受けている職業と同一の分類項目に位置づけるが、補助者・助手は職務内容に即した分類項目に位置づける。